

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 8 年 6 月 3 0 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 能勢町地域公共交通会議
住 所 大阪府豊能郡能勢町宿野 28
代 表 者 氏 名 会長 藤原 伸祐

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
能勢町	日の丸ハイヤー (株)	(1) 能勢町乗合タクシー		能勢町内		往 km 復 km	245	2,450			区域運行	①, ②(1)	能勢町宿野等にて地域間幹線バス系統である阪急バス(株)の西能勢線に接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	能勢町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	9,079
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
9,079	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
能勢町地域公共交通計画	令和4年3月31日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
能勢町	阪急バス(株)	(1) 西能勢線 (能勢町宿野系統)	4,813.5	
		(2) 西能勢線 (口山内系統)	3,509.5	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			8,323	

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	阪急バス株式会社	令和9年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	15,131,839 千円	営業外収益	1,137,599 千円	経常収益(イ)	16,269,438 千円
	営業費用	15,381,843 千円	営業外費用	71,451 千円	経常費用(ロ)	15,453,294 千円
	営業損益	△ 250,004 千円	営業外損益	1,066,148 千円	経常損益	816,144 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,757,898.0 km				経常収支率	105.28 %

##

基準期間の前年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	14,339,763 千円	営業外収益	308,102 千円	経常収益(イ)	14,647,865 千円
	営業費用	15,119,524 千円	営業外費用	59,687 千円	経常費用(ロ)	15,179,211 千円
	営業損益	△ 779,761 千円	営業外損益	248,415 千円	経常損益	△ 531,346 千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	23,175,659.0 km				経常収支率	96.49 %

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	13,921,250 千円	営業外収益	146,851 千円	経常収益(イ)	14,068,101 千円
	営業費用	14,861,423 千円	営業外費用	59,687 千円	経常費用(ロ)	14,921,110 千円
	営業損益	△ 940,173 千円	営業外損益	4,402 千円	経常損益	△ 853,009 千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ'')	24,254,139.0 km				経常収支率	94.28 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経 常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
京阪神	615円. 19銭	654円. 96銭	710円. 23銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
京阪神	660円. 12銭	589円. 52銭	589円. 52銭	70円. 60銭	747円. 74銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率コ
京阪神	令和 5年 8月 1日	基準期間の前年度	2／3	10.71%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す 区 域 に お け る キ ロ 程		系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 、 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ	オ÷チ=ク	リ		ヌ	ル	ル÷チ					
京 阪 神	1		西能勢線	山下駅	森上	能勢町宿野	365 日	2,195 回 (6.0)	4.0	23.8 人	往 12.4km 復 12.4km	(平均) 12.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	100.000%
	2		西能勢線	山下駅	森上	口山内	245 日	735 回 (3.0)	5.2	15.6 人	往 18.0km 復 18.0km	(平均) 18.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	100.000%
							日	回		0.0 人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	%
合 計			系 統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ+ ヌ))÷チニ ゾ	計画乗車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ミ	補助対象経 常費用から 経常収益を 控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少 ないほうの額 ソ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の 適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						基準期間における 乗車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による増収分 (×コ)÷(1+コ)× フ＝g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少ない額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適用 後のキロ 当たり経常 収益 ノーh＝ノ”	(d+e+f)/3＝ ノ’	経常収益 ヤ”	乗車走行 キロ マ”	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ”÷マ” ＝d	経常収益 ヤ’	乗車走行 キロ マ’	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ’÷マ’ ＝e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ					補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f	
京阪神	1		100.000%	54,436.0 km	32,091,110 円	214円. 15銭	15円. 81銭	214円. 15銭	229円. 96銭	11,953,353 円	54,237.6 km	220円. 38銭	12,130,562 円	54,064.0 km	224円. 37銭	13,186,042 円	53,791.2 km	245円. 13銭	11,657,518 円	20,433,592 円	14,440,999 円	14,440,999 円	
	2		100.000%	26,460.0 km	15,598,699 円	258円. 59銭	19円. 13銭	19円. 13銭	258円. 59銭	277円. 72銭	6,725,403 円	26,028.0 km	258円. 39銭	7,208,405 円	25,920.0 km	278円. 10銭	7,858,269 円	25,812.0 km	296円. 69銭	6,842,176 円	8,756,523 円	7,019,414 円	7,019,414 円
合計				80,896.0 km	47,689,809 円					18,678,756 円	80,265.6 km		19,338,967 円	79,984.0 km		20,844,311 円	79,603.2 km		18,499,694 円	29,190,115 円	21,460,414 円	21,460,413 円	

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運 行回数／①計 画運行回数＝ ホ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	1		14,440,999 円	14,440,999 円	9,627,332 円	9,627 千円	4,813.5 千円	24,276,774 円	19,463,274 円	0 円	0 %	19,463,274 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %		
	2		7,019,414 円	7,019,414 円	7,019,414 円	7,019 千円	3,509.5 千円	10,624,599 円	7,115,099 円	0 円	0 %	7,115,099 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %		
合計			21,460,413 円	21,460,413 円	16,646,746 円	16,646 千円	8,323 千円	34,901,373 円	26,578,373 円	0 円	0 %	26,578,373 円		0 円	0 %	0 円			

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

大阪府能勢町				
番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
2	西能勢線 (口山内系統)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、「1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。」と規定されている。 阪急バスの西能勢線(口山内系統)について、当該系統は、口山内停留所に所在する豊中高校能勢分校の通学手段として運行しているため、平日1日当たりの運行回数が3回以上としている。 以上より、平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めることとする。	0	0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]